

## 【虐待例】

虐待種別	具体的な例
<p>身体的虐待</p>	<p>①暴力的行為（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。</li> <li>・ぶつかって転ばせる。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。</li> <li>・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。</li> <li>・本人に向けて物を投げつけたりする。 など</li> </ul> <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者又は障害者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的判断やサービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</li> <li>・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。</li> <li>・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。</li> <li>・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。</li> <li>・家族からの要望等で、高齢者又は障害者の居室に外鍵をかけて外出できないようにする。</li> <li>・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など</li> </ul> <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制</p>
<p>介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）</p>	<p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者又は障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず悪臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</li> <li>・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</li> <li>・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。</li> <li>・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など</li> </ul> <p>②高齢者又は障害者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。</li> <li>・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。</li> <li>・サービス提供事業所等からの報告・連絡等を受けていたにも関わらず、高齢者又は障害者の状態変化に伴うサービス計画等の見直しを怠る。 など</li> </ul>

- ③必要な用具の使用を限定し、高齢者又は障害者の要望や行動を制限させる行為
  - ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
  - ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など
- ④高齢者又は障害者の権利を無視した行為又はその行為の放置
  - ・他の利用者に暴力を振るう高齢者又は障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
  - ・高齢者又は障害者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。
  - ・必要なセンサーの電源を切る。 など
- ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること
  - ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など

心理的虐待

- ①威嚇的な発言、態度
  - ・怒鳴る、ののしる。
  - ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 など
- ②侮辱的な発言、態度
  - ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
  - ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。
  - ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
  - ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など
- ③高齢者又は障害者のその家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
  - ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
  - ・他の利用者に高齢者又は障害者や家族の悪口等を言いふらす。
  - ・話しかけ、ナースコール等は無視する。
  - ・高齢者又は障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
  - ・高齢者又は障害者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など
- ④高齢者又は障害者の意欲や自立心を低下させる行為
  - ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
  - ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など
- ⑤心理的に高齢者又は障害者を不当に孤立させる行為
  - ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
  - ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
  - ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会をさせない。 など
- ⑥その他
  - ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。</li> <li>・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。</li> <li>・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。</li> <li>・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など</li> </ul>
性的虐待	<p>○本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。</li> <li>・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。</li> <li>・わいせつな映像や写真を見せる。</li> <li>・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。</li> <li>・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。</li> <li>・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など</li> </ul>
経済的虐待	<p>○本人の合意なしに（※2）、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。</li> <li>・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者又は障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。</li> <li>・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。</li> <li>・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など</li> </ul>

（※1）身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者又は障害者の身体に接触しなくても、高齢者又は障害者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができる。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）

（※2）本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等があるので、慎重な判断が必要となる。

参考：厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」2023.3,p10-12.を基に作成。